

広島市教員等育成に関する協議会開催要綱

(開催)

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の7第1項の規定に基づき、校長及び教員の資質の向上について、教育機関関係者からの意見を幅広く聴くため、広島市教員等育成に関する協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 指標に基づく校長及び教員の資質の向上に関すること。
- (3) その他校長及び教員の育成に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 広島市教育委員会事務局の教育次長、総務部長、学校教育部長及び学校教育部指導担当部長並びに広島市教育センター所長
 - (2) 大学関係者
 - (3) 学校関係者
- 2 協議会に座長を置き、教育次長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、教育次長が必要と認めるときに開催する。

- 2 協議会は、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 協議会において、座長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、次に掲げる関係所属により構成する。

- (1) 広島市教育委員会事務局総務部教育企画課
 - (2) 広島市教育委員会事務局学校教育部教職員課
 - (3) 広島市教育委員会事務局学校教育部健康教育課
 - (4) 広島市教育委員会事務局学校教育部指導第一課
 - (5) 広島市教育委員会事務局学校教育部指導第二課
 - (6) 広島市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課
 - (7) 広島市教育委員会事務局学校教育部生徒指導課
 - (8) 広島市教育センター
- 2 協議会の庶務は、広島市教育委員会事務局総務部教育企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、教育次長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。